

総行資第216号
令和7年9月30日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省選挙部政治資金課長

政治資金規正法に基づき総務大臣が行う公表内容について

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）（以下「改正法」という。）が公布され、順次施行されます。

これら改正法による改正後の政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）においては、政治団体又は公職の候補者から法第6条第1項（同条第5項で準用する場合を含む。）、第6条の2第2項後段、第7条第1項及び第2項、第17条第1項並びに第19条第2項及び第3項の規定による届出があったとき、政治団体が法第3条第2項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなったとき又は法第17条第2項の規定に該当することとなったときは、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、法第7条の2第1項、第2項及び第4項、第17条第3項並びに第19条の2第1項の規定により所定の事項を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされているところです。

総務大臣届出団体に係る政治団体について、令和7年10月1日の改正法の施行日以降（下記6については、令和8年1月1日以降）に法の規定に基づいて行う公表内容は、下記のとおりとしますのでお知らせします。

この通知は、「政治資金規正法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成12年4月1日付け自治資第31号、自治収第3号）中、記7（5）における「総務大臣が行う公表内容」であり、貴職におかれては、それぞれ改正法の施行日以後の公表にあたっては、これに準じて行うようお願いします。

記

1 政党本部の届出に係る公表内容

- （1）政党が設立され、設立届が提出された場合（（2）の場合を除く。）は、別紙①の例によること。

- (2) その他の政治団体が政党の要件を満たし、設立届が提出された場合は、別紙②の例によること。
- (3) 政党の本部が政党要件を満たさなくなり、その他の政治団体となった場合は、別紙③の例によること。
- (4) 政党の本部が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合は、別紙④の例によること。
- (5) 政党の本部が届け出た政党の支部に関する届出内容に異動があり、異動届が提出された場合は、別紙⑤の例によること。
- (6) 政党の本部が解散し、解散届が提出された場合は、別紙⑥の例によること。
- (7) 政党の本部から政治資金団体の指定の取消しがあり、取消届が提出された場合は、別紙⑦の例によること。

2 政治資金団体の届出に係る公表内容

- (1) 政治資金団体が指定され、設立届が提出された場合は、別紙⑧の例によること。
- (2) その他の政治団体が政治資金団体に指定され、異動届が提出された場合及び政治資金団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合は、別紙⑨の例によること。
- (3) 政治資金団体が解散し、解散届が提出された場合は、別紙⑥の例によること。

3 政党支部の届出に係る公表内容

- (1) 政党の支部が設立され、設立届が提出された場合は、別紙⑩の例によること。
- (2) 政党の支部が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合は、別紙⑪の例によること。
- (3) 政党の支部が解散し、解散届が提出された場合は、別紙⑫の例によること。

4 政党及び政治資金団体以外の政治団体の届出に係る公表内容

- (1) その他の政治団体が設立され、設立届が提出された場合は、別紙⑬の例によること。
- (2) その他の政治団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合は、別紙⑭の例によること。
- (3) その他の政治団体が解散し、解散届が提出された場合は、別紙⑫の例によること。

5 資金管理団体の届出に係る公表内容

- (1) 資金管理団体が指定され、指定届が提出された場合は、別紙⑮の例によること。
- (2) 資金管理団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合は、別紙⑯の例によること。
- (3) 資金管理団体の指定が取り消され、取消届が提出された場合及び資金管理団体でなくなった旨の届が提出された場合は、別紙⑰の例によること。

6 みなし国会議員関係政治団体の届出に係る公表内容

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出が提出された場合は、別紙⑱の例によること。

7 法第17条第2項が適用される団体に係る公表内容

法第17条第2項が適用される団体を公表する場合は、別紙⑲の例によること。

①

政党が設立され、設立届が提出された場合【政党本部】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
総務党	総務 太郎	管理 次郎	東京都千代田区霞が関二―一― （令和）	七、十、一

○

②

その他の政治団体が政党の要件を満たし、設立届が提出された場合【政党本部】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第五項において準用する同条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

政党

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

政党となった年月日

総務党

総務 太郎 管理 次郎

○ 東京都千代田区霞が関二―一―

（令和）七、十、一

（支部の数）二

（支部の名称）

〔主たる事務所の所在地〕

（主たる活動区域）

〔一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部〕

寄附の制限範囲が変更となる政党となった年月日を公表

総務党埼玉県

埼玉県さいたま市浦和区高砂一―一―○

○

支部

総務党千葉県

千葉県千葉市中央区市場町一―○

○

支部

③

政党要件を満たさなくなり、その他の政治団体となった場合【政党本部】

○総務省告示第 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

政治団体の名称

代表者の氏名 政党でなくなった年月日

総務党

総務 太郎 七、十、一
（令和）

政党の本部が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【政党本部】

○総務省告示第 号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。
令和 年 月 日
総務大臣 ○○ ○○

政党

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日 (令和)
総務党 選挙党	代表者の氏名 主たる事務所 の所在地	総務 太郎 東京都千代田区永田 町一―一―〇	総務 花子 東京都千代田区永田 町二―二―〇	七、十、一 七、十、一

政党又は政治資金団体が解散し、解散届が提出された場合【政党本部・政治資金団体】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

(一) 政党

政治団体の名称

代表者の氏名 解散年月日

総務党

総務 太郎 (令和) 七、十、一

(二) 政治資金団体

政治団体の名称

代表者の氏名 解散年月日

政治資金会

収支 一郎 (令和) 七、十、一

政治資金団体の指定の取消しがあり、取消届が提出された場合【政党本部】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条の二第二項後段の規定による政治資金団体としての指定の取消しの届出があったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

政 党 の 名 称

政治資金団体の名称

政治資金団
体の代表者
の氏名

取消年月日

総務党

政治資金会

収支 一郎 七、十、一
(令和)

寄附の制限範囲が変更となる年月日を公表。

政治資金団体が指定され、設立届が提出された場合【政治資金団体】

○総務省告示第 号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和 年 月 日
総務大臣 ○ ○ ○ ○

政治資金団体					
政治団体の名称	指定した政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治資金会	総務党	収支 一郎	収支 次郎	東京都千代田区霞 七、十、一 （令和） が関三―三―〇	

その他の政治団体が政治資金団体に指定され、異動届が提出された場合及び政治資金団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【政治資金団体】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

(一) 政治資金団体

(イ) 新たに法第六条の二第二項に係る届出がなされたその他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

政治資金会

政治団体の区

政治資金団体

その他の政治団体

(令和)

七、十、一

分
指定した政党
の名称

総務党

(二) 政治資金団体

(ロ) 既に法第六条の二第二項に係る届出がなされている政治資金団体

政治団体の名称

異動事項

新

旧

(令和)
異動年月日

選挙管理会

会計責任者の氏名

開示

次郎

開示

三郎

七、十、一

政治資金団体の要件上、指定の効果が生じるのは、法第6条の2第2項前段の届出をした日であることから、当該届出があった年月日を公表する。

政党の支部が設立され、設立届が提出された場合【政党支部】

○総務省告示第 号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
令和 年 月 日
総務大臣 ○○○○

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地（第一号）	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
総務党千葉県支部	啓発 章一	啓発 章二	千葉県千葉市中央区市場町一―〇	衆議院議員	○	七、十、一

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
政治資金を適正化する会	助成 一雄	助成 次雄	神奈川県横浜市中区日本大通〇	○	七、十、一
選挙党埼玉県支部	高額 孝一	高額 孝次	埼玉県さいたま市浦和区高砂三―一五―	○	七、十、一

備考 政治資金を適正化する会は、総務党の支部として届出があつたものである。

政党の支部の名称から政党本部の名称を類推できない支部を公表する場合は、備考において当該支部を支部とする政党本部の名称を公表する。

政党の支部が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【政党支部】

○総務省告示第 号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
総務党神奈川県支部	助成 一雄	政治団体の名称 主たる事務所の所在地 国会議員関係 政治団体の区分	総務党神奈川県支部 神奈川県横浜市中区日本大通○ 法第十九条の七第一項第一号に係る 国会議員関係政治団体	総務党参議院比例第1支部 神奈川県横浜市中区日本大通○ 国会議員関係政治団体以外の政治団体	(令和) 七、十、一
選挙党埼玉県支部	高額 孝一	代表者の氏名 国会議員関係 政治団体の区分	高額 孝一 国会議員関係政治団体以外の政治団体	高額 孝次 法第十九条の七第一項第一号に係る 国会議員関係政治団体	七、十、一

国会議員関係政治団体以外の政党の支部に異動する場合には、国会議員関係政治団体でなくなることから、公職の種類を公表しない。

政党の支部又はその他の政治団体が解散し、解散届が提出された場合【政党支部・その他の政治団体】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出（同法第十八条第五項の規定により政治団体の本部がする場合を含む。）があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

(一) 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名 解散年月日

総務党神奈川県支部

助成 一雄 七、十、一

選挙党埼玉県支部

高額 孝一 七、十、一

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名 解散年月日

明るい選挙をつくる会（主たる事務所の所在地 千代田区）

政治 三郎 七、十、一

収支公開適正化会

企画 浩一 七、十、一

備考 総務党神奈川県支部は、当該政治団体の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて、本部である総務党本部が届け出たものである。

「政治団体の名称」については、同一の代表者名で同一の名称の政治団体が複数存在する場合は「（主たる事務所の所在地 甲市）」というように括弧書きで記載し、主たる事務所の所在地も同一である場合は「乙政治団体（設立年月日 令和七、四、一）」というように設立届の届出年月日を記載することで団体の特定を図る。

その他の政治団体が設立され、設立届が提出された場合【その他の政治団体】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和 年 月 日 総務大臣 ○○○○

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地（第一号）	公職の種類	村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
選挙党参議院比例区第一総支部	少額 颯太	開示 久	東京都千代田区永田町一―一―一	参議院議員	○	八、四、一

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
選挙党千代田区選挙区支部	交付 一郎	収支 吾郎	東京都千代田区霞が関一―一	○	八、四、一

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
総務太郎後援会	総務 太郎	管理 次郎	東京都千代田区霞が関二―一―一	参議院議員	八、四、一

(ロ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
明るい未来をつくる会	調査 一雄	調査 次雄	東京都千代田区永田町三―三―〇	調査 一雄、衆議院議員	八、四、一

国会議員関係政治団体の公表順序は、
国第1号→第2号→第3号→第1・2号→第1・3号→第2・3号→第1・2・3号とする。

(ハ) 法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体									
政治団体の 名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地	主宰する衆議 院議員又は参 議院議員の氏 名及び公職の 種類(第三号)	主要な構成員 である衆議院 議員又は参議 院議員の氏名 及び公職の種 類(第三号)	届出年月日			
明るい選挙 研究会	選挙 一郎	政治 吾郎	東京都千代田 区永田町三一〇	公職 太郎、 衆議院議員	政治 史郎、 衆議院議員 開示 六郎、 参議院議員	八、四、一 (令和)			
(ニ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体									
政治団体 の名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地 (第一号)	公職の種類 氏名及び公職の 種類(第二号)	公職の候補者の 氏名及び公職の 種類(第二号)	届出年月日			
選挙 一郎 後援会	選挙 一郎	選挙 二郎	東京都千代 田区永田町 一一一〇	衆議院議員 議院議員	選挙 一郎、衆 議院議員	八、四、一 (令和)			
(ホ) 法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体									
政治団体 の名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地 (第一号)	主宰する衆議 院議員又は参 議院議員の氏 名及び公職の 種類(第三号)	主要な構成員 である衆議院 議員又は参議 院議員の氏名 及び公職の種 類(第三号)	届出年月日			
明るい選挙 研究会	選挙 一郎	選挙 二郎	東京都千代 田区永田町 一一〇	衆議院議員 院議員	選挙 一郎、衆 議院議員	八、四、一 (令和)			

(へ) 法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	公職の候補 者の氏名及 び公職の種 類（第二号	主宰する 衆議院議 員又は参 議院議員 の氏名及 び公職の 種類（第三 号）	主要な構 成員であ る衆議院 議員又は 参議院議 員の氏名 及び公職 の種類（ 第三号）	届出年月日
明るい選 挙研究会	明推 吾郎	選挙 二郎	東京都千 代田区永 田町一〇	選挙 一郎 、衆議院議 員	選挙 一郎 、衆議院議 員	選挙 一郎、 衆議院議員	一八、四、一
(令和)							

(ト) 法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	届出年月日
明るい選挙研究会	明推 吾郎	選挙 二郎	東京都千代田区永田町一〇	選挙 一郎、衆議院議員	選挙 一郎、衆議院議員	選挙 一郎、衆議院議員	選挙 一郎、衆議院議員	一八、四、一
(令和)								
明るい選挙研究会	明推 吾郎	選挙 二郎	東京都千代田区永田町一〇	選挙 一郎、衆議院議員	選挙 一郎、衆議院議員	選挙 一郎、衆議院議員	選挙 一郎、衆議院議員	一八、四、一
(令和)								

(フ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明るい選挙をつくる会	政治 三郎	政治 四郎	東京都千代田区永田町二―二	八、四、一
	(令和)			
収支公開適正化会	企画 浩一	企画 浩二	東京都千代田区永田町五―五	八、四、一

備考 従来、総務太郎後援会は埼玉県選挙管理委員会に届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

その他の政治団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【その他の政治団体】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

明るい選挙党	政治 三郎	代表者の氏名	政治 三郎	開示 五郎	(令和) 七、十、一
--------	-------	--------	-------	-------	------------

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

明るい選挙をつくる会（主たる事務所の所在地 千代田区）	政治 三郎	会計責任者の氏名	政治 四郎	政治 五郎	(令和) 七、十、一
-----------------------------	-------	----------	-------	-------	------------

収支公開適正化会

企画 浩一	政治団体の区分	その他の政治団体	政党の支部	七、十、一
-------	---------	----------	-------	-------

投票率向上推進会（設立届出年月日 令和六、四、一）	自治 真一	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町七―七―	東京都千代田区永田町六―六―	七、十、一
会計責任者の氏名	自治 真次	自治 真三	七、十、二		

「政治団体の名称」については、同一の代表者名で同一の名称の政治団体が複数存在する場合は「(主たる事務所の所在地 甲市)」というように括弧書きで記載し、主たる事務所の所在地も同一である場合は「投票率向上推進会（設立年月日 令和六、四、一）」というように設立届の届出年月日を記載することで団体の特定を図る。

異動日の異なる2つの異動を同時に公表する場合、それぞれ異動年月日を公表（異動年月日が同じ場合は、1度のみ記載）

(注) 国会議員関係政治団体に係る告示事項については別紙14の別表を参照のこと。

⑭別表 その他の政治団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【国会議員関係政治団体に係る告示事項】

※ ⑭と柱書き及び（１）政党の支部までの内容は同一。「（２）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）」について国会議員関係政治団体の異動に関しては以下のとおり記載すること。

※ ゴシック体が告示の柱となる部分。明朝体は各政治団体によって内容が異なる部分。

※ 「非」は国会議員関係政治団体以外の政治団体、「１」は国会議員関係政治団体第１号団体、「２」は国会議員関係政治団体第２号団体、「３」は国会議員関係政治団体第３号団体を指す。

異動区分	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
非→１	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
非→２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	八、 四、 一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員		
非→３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	八、 四、 一
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	政治 三次郎、参議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
非→１・２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	公職 太郎、衆議院議員		
非→１・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	公職 太郎、参議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
非→２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	八、 四、 一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員、助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	選挙 二郎、参議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
非→１・２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	公職 太郎、衆議院議員、助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	公職 太郎、参議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		

⑭別表 その他の政治団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【国会議員関係政治団体に係る告示事項】

※ ⑭と柱書き及び（１）政党の支部までの内容は同一。「（２）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）」について国会議員関係政治団体の異動に関しては以下のとおり記載すること。

※ ゴシック体が告示の柱となる部分。明朝体は各政治団体によって内容が異なる部分。

※ 「非」は国会議員関係政治団体以外の政治団体、「１」は国会議員関係政治団体第１号団体、「２」は国会議員関係政治団体第２号団体、「３」は国会議員関係政治団体第３号団体を指す。

異動区分	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
1→非	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
1→2	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員		
1→3	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	政治 三次郎、参議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
1→1・2	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	公職 太郎、衆議院議員		
1→1・3	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	公職 太郎、衆議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
1→2・3	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員、助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	選挙 二郎、衆議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
1→1・2・3	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	公職 太郎、衆議院議員、助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	公職 太郎、衆議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		

⑭別表 その他の政治団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【国会議員関係政治団体に係る告示事項】

※ ⑭と柱書き及び（１）政党の支部までの内容は同一。「（２）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）」について国会議員関係政治団体の異動に関しては以下のとおり記載すること。

※ ゴシック体が告示の柱となる部分。明朝体は各政治団体によって内容が異なる部分。

※ 「非」は国会議員関係政治団体以外の政治団体、「１」は国会議員関係政治団体第１号団体、「２」は国会議員関係政治団体第２号団体、「３」は国会議員関係政治団体第３号団体を指す。

異動区分	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
２→非	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
２→１	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
２→３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	政治 三次郎、参議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
２→１・２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
２→１・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	公職 太郎、衆議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
２→２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	政治 三次郎、参議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
２→１・２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	公職 太郎、衆議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		

⑭別表 その他の政治団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【国会議員関係政治団体に係る告示事項】

※ ⑭と柱書き及び（１）政党の支部までの内容は同一。「（２）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）」について国会議員関係政治団体の異動に関しては以下のとおり記載すること。

※ ゴシック体が告示の柱となる部分。明朝体は各政治団体によって内容が異なる部分。

※ 「非」は国会議員関係政治団体以外の政治団体、「１」は国会議員関係政治団体第１号団体、「２」は国会議員関係政治団体第２号団体、「３」は国会議員関係政治団体第３号団体を指す。

異動区分	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
３→非	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
３→１	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
３→２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員		
３→１・２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員		
３→１・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
３→２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員		
３→１・２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	八、 四、 一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	公職 太郎、衆議院議員		

⑭別表 その他の政治団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【国会議員関係政治団体に係る告示事項】

※ ⑭と柱書き及び（１）政党の支部までの内容は同一。「（２）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）」について国会議員関係政治団体の異動に関しては以下のとおり記載すること。

※ ゴシック体が告示の柱となる部分。明朝体は各政治団体によって内容が異なる部分。

※ 「非」は国会議員関係政治団体以外の政治団体、「１」は国会議員関係政治団体第１号団体、「２」は国会議員関係政治団体第２号団体、「３」は国会議員関係政治団体第３号団体を指す。

異動区分	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
１・２→非	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・２→１	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・２→２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・２→３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	政治 三次郎、参議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
１・２→１・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	公職 太郎、衆議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
１・２→２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	政治 三次郎、参議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
１・２→１・２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	公職 太郎、衆議院議員		
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		
１・３→非	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・３→１	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・３→２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員		
１・３→３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・３→１・２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	公職 太郎、衆議院議員		
１・３→２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員		
１・３→１・２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	選挙 二郎、衆議院議員		

⑭別表 その他の政治団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【国会議員関係政治団体に係る告示事項】

※ ⑭と柱書き及び（１）政党の支部までの内容は同一。「（２）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）」について国会議員関係政治団体の異動に関しては以下のとおり記載すること。

※ ゴシック体が告示の柱となる部分。明朝体は各政治団体によって内容が異なる部分。

※ 「非」は国会議員関係政治団体以外の政治団体、「１」は国会議員関係政治団体第１号団体、「２」は国会議員関係政治団体第２号団体、「３」は国会議員関係政治団体第３号団体を指す。

異動区分	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
１・２・３→非	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・２・３→１	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・２・３→２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・２・３→３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・２・３→１・２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・２・３→１・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
１・２・３→２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
２・３→非	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
２・３→１	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
２・３→２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
２・３→３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
２・３→１・２	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
２・３→１・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		
２・３→１・２・３	公職政治資金会	公職 太郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号、第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号及び第三号に係る国会議員関係政治団体	八、四、一
			公職の種類（第一号）	衆議院議員		

⑭別表 その他の政治団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【国会議員関係政治団体に係る告示事項】

※ ⑭と柱書き及び(1)政党の支部までの内容は同一。「(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)」について国会議員関係政治団体の異動に関しては以下のとおり記載すること。

※ ゴシック体が告示の柱となる部分。明朝体は各政治団体によって内容が異なる部分。

※ 「非」は国会議員関係政治団体以外の政治団体、「1」は国会議員関係政治団体第1号団体、「2」は国会議員関係政治団体第2号団体、「3」は国会議員関係政治団体第3号団体を指す。

異動区分	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
1号(公職の種類が異動)	公職政治資金会	公職 太郎	公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	八、四、一
2号(公職の候補者が異動)	公職政治資金会	公職 太郎	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	選挙 二郎、衆議院議員	政治 三次郎、参議院議員	八、四、一
2号(公職の候補者が複数異動)	公職政治資金会	公職 太郎	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	政治 三次郎、参議院議員、選挙 二郎、衆議院議員、助成 史郎、衆議院議員	開示 吾郎、参議院議員	八、四、一
3号(主宰する者及び主要な構成員が異動)	公職政治資金会	公職 太郎	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)	政治 三次郎、参議院議員	開示 吾郎、参議院議員	八、四、一
			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員	政治 三次郎、参議院議員	
3号(主宰する者が不在になるかつ主要な構成員の異動なし)	公職政治資金会	公職 太郎	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)		開示 吾郎、参議院議員	八、四、一
3号(主宰する者の異動なかつ主要な構成員が不在になる)	公職政治資金会	公職 太郎	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)		政治 三次郎、参議院議員	八、四、一
3号(主宰する者が追加になるかつ主要な構成員の異動なし)	公職政治資金会	公職 太郎	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)	政治 三次郎、参議院議員		八、四、一
3号(主宰する者の異動なかつ主要な構成員が追加になる)	公職政治資金会	公職 太郎	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類(第三号)	助成 史郎、衆議院議員 開示 吾郎、参議院議員		八、四、一

資金管理団体が指定され、指定届が提出された場合【資金管理団体】

○総務省告示第 号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
総務 三郎	衆議院議員	明るい選挙をつくる会	東京都千代田区永田町二―二―〇	（令和） 七、十、一

資金管理団体が届け出た事項に異動があり、異動届が提出された場合【資金管理団体】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
総務 三郎	明るい選挙をつくる会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―	東京都千代田区永田町一―一―	七、十、一
			○	○	（令和）
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町四―四―	東京都千代田区永田町三―三―	七、十一、二十
			○	○	
		公職の種類	参議院議員	衆議院議員	七、十二、七
収支 浩一	収支公開適正化会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町五―五―	東京都千代田区永田町四―四―	七、十、一
			○	○	

異動ごとに異動年月日を公表する。
過去に遡って届出がなされたもの
についても届出のとおり公表する。

資金管理団体の指定が取り消され、取消届が提出された場合及び資金管理団体でなくなった旨の届が提出された場合

【資金管理団体】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称
をした者の氏名

取消年月日

総務 三郎

明るい選挙をつくる会

(令和)
七、十、一

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称
をした者の氏名

資金管理団体で
なくなった年月日
(令和)
七、十、一

収支 浩一

収支公開適正化会

法第19条の5の2の適用時期を明確にするため、取消年月日を公表する。また、資金管理団体でなくなった年月日を公表する。

※届出をした者の死亡にともなう届出を含む場合

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○○○

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称
をした者の氏名

資金管理団体で
なくなった年月日
(令和)
七、十、一

総務 三郎

明るい選挙をつくる会

収支 浩一

収支公開適正化会

七、十二、八

資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にも、資金管理団体でなくなった旨の届出を行うことから、「死亡に伴う届出」などのように特別な記載は不要。

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出が提出された場合【その他の政治団体】

○総務省告示第 号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第二項の規定による国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和 年 月 日 総務大臣 ○○○○

(一) 法第十九条の十六の三第一項第一号に係るみなし国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	公職の候補者の氏名及び公職の種類	届出年月日
		(令和)	
明るい選挙をつくる会	公職 一郎	選挙 太郎、衆議院議員	八、四、一

(二) 法第十九条の十六の三第一項第二号に係るみなし国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	特定関係寄附を行った団体名（法第十九条の七第項第三号に係る国会議員関係政治団体）	届出年月日
		(令和)	
選挙二郎を応援する会	公職 一郎	明るい選挙を研究する会	八、四、一

法第十七条二項が適用される団体を公表する場合【第十七条二項団体】

○総務省告示第 号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和八年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
明るい選挙をつくる会	総務 三郎	総務 四郎	東京都千代田区永田町二―二―〇
収支公開適正化会	収支 浩一	田村 浩二	東京都千代田区永田町五―五―〇
投票率向上促進会	自治 真一	自治 真次	東京都千代田区永田町七―七―〇

収支報告書の提出期限の翌日を記載する。

各種届出に係る公表内容一覧(R7.10.1以降適用※)

※みなし国会議員関係政治団体に係る告示はR8.1.1以降適用

団体区分	届出の根拠条文	公表の根拠条文	公表内容	様式
1. 政党本部	設立(§ 6 I)	§ 7の2 I	政党 団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、届出年月日	①
		§ 7の2 I (政令 § 8 I による読替後)	※設立時に支部がある場合 支部数、その内訳として、(各支部の名称)(所在地)(活動区域)(一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部か否かの別)	
	設立(§ 6 Vにおいて準用する § 6 I) (団体区分)その他の政治団体⇒政党	§ 7の2 I	政党 団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、政党となった年月日	②
		§ 7の2 I (政令 § 8 I による読替後)	※政党となった時に支部がある場合 支部数、その内訳として、(各支部の名称)(所在地)(活動区域)(一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部か否かの別)	
	異動(§ 7の2 III) (政党要件落ち)政党⇒その他の政治団体	§ 7の2 III (異動届の有無にかかわらず公表)	団体名称、代表者氏名、政党でなくなった年月日	③
	異動(§ 7 I) (団体名称、代表者、会計責任者、所在地)	§ 7の2 I	団体名称、異動事項、異動事項の新旧、異動年月日	④
	異動(§ 7 I 後段) (支部状況)	§ 7の2 I (政令 § 8 I による読替後)	(1)支部数に異動がある場合 団体名称、異動事項(支部の数)、異動事項の新旧、届出年月日 (設立された支部名称)(所在地)(活動区域)(一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部か否かの別) (解散した支部名称) (2)支部の届出事項に異動がある場合 団体名称、異動事項(各支部の届出事項)、届出年月日 (異動のあった支部の名称)(異動事項)(異動事項の新旧)	⑤
2. 政治資金団体	解散(§ 17 I)	§ 17 III	団体名称、代表者氏名、解散年月日	⑥
	政治資金団体の指定の取消し(§ 6の2 II 後段)	§ 7の2 III	政党の名称、政治資金団体の名称、政治資金団体の代表者氏名、取消年月日	⑦
	設立(§ 6 I)	§ 7の2 I	団体名称、指定した政党の名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、届出年月日	⑧
	異動(§ 7 I) (団体区分)その他の政治団体⇒政治資金団体	§ 7の2 I	団体名称、異動事項(団体区分)、異動事項の新旧 (その他の政治団体⇒政治資金団体)、政党が政治資金団体指定届を届け出た年月日 ・内訳として、(指定した政党の名称)を公表する。	⑨
3. 政党支部	異動(§ 7 I) (団体名称、代表者、会計責任者、所在地)	§ 7の2 I	団体名称、異動事項、異動事項の新旧、異動年月日	
	解散(§ 17 I)	§ 17 III	団体名称、代表者氏名、解散年月日	⑥
	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体以外の政党の支部)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部か否かの別、届出年月日	⑩
	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体1号とみなされる政党の支部)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、公職の種類、一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部か否かの別、届出年月日	
	異動(§ 7 I) (団体名称、代表者、会計責任者、所在地)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、異動事項、異動事項の新旧、異動年月日	⑪
	異動(§ 7 I) (国会議員関係政治団体以外の政治団体⇔ § 19の7 I ①に係る国会議員関係政治団体)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、異動事項(国会議員関係政治団体の区分)、異動事項の新旧、異動年月日 ・内訳ではなく異動事項として、公職の種類(第一号)	
	解散(§ 17 I)	§ 17 III	団体名称、代表者氏名、解散年月日	⑫

各種届出に係る公表内容一覧(R7.10.1以降適用※)

※みなし国会議員関係政治団体に係る告示はR8.1.1以降適用

団体区分	届出の根拠条文	公表の根拠条文	公表内容	様式
4. 政党及び政治資金団体以外の政治団体	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体以外の団体)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、届出年月日	⑬
	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体1号団体)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、公職の種類(第一号)、届出年月日 ※1号団体のみ公表	
	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体2号団体)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)、届出年月日 ※2号団体のみ公表	
	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体3号団体)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類(第三号)、届出年月日 ※3号団体のみ公表	
	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体1号かつ2号団体)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、公職の種類(第一号)、公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)、届出年月日	
	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体1号かつ3号団体)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、公職の種類(第一号)、主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類(第三号)、届出年月日	
	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体2号かつ3号団体)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)、主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類(第三号)、届出年月日	
	設立(§ 6 I) (国会議員関係政治団体1号かつ2号かつ3号団体)	§ 7の2 I	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地、公職の種類(第一号)、公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)、主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類(第三号)、届出年月日	
	異動(§ 7 I) (団体名称、代表者、会計責任者、所在地、活動区域)	§ 7の2 I	団体名称(※所在地)、代表者氏名、異動事項、異動事項の新旧、異動年月日	⑭
	異動(§ 7 I) (政治団体の区分) 政治資金団体・政党支部⇒その他の政治団体	§ 7の2 I	団体名称(※所在地)、代表者氏名、異動事項(政治団体の区分)、異動事項の新旧(政治資金団体・政党支部⇒その他の政治団体)、異動年月日	
	異動(§ 7 I) (国会議員関係政治団体の区分)	§ 7の2 I	団体名称(※所在地)、代表者氏名、異動事項(国会議員関係政治団体の区分)、異動事項の新旧、異動年月日 ・内訳ではなく異動事項として、該当時のみ、1号に係る異動の場合は公職の種類(第一号)を、2号に係る異動の場合は公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)を、3号に係る異動の場合は、主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、公表する。	⑭別表
	解散(§ 17 I)	§ 17Ⅲ	団体名称(※所在地)、代表者氏名、解散年月日	⑫

各種届出に係る公表内容一覧(R7.10.1以降適用※)

※みなし国会議員関係政治団体に係る告示はR8.1.1以降適用

団体区分	届出の根拠条文	公表の根拠条文	公表内容	様式
5. 資金管理 団体	指定(§ 19Ⅱ)	§ 19の2Ⅰ	資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名、公職の種類、団体名称、所在地、指定年月日	⑮
	異動(§ 19Ⅲ) (公職の種類、団体名称、所在地)	§ 19の2Ⅰ	資金管理団体の届出をした者の氏名、団体名称、異動事項、異動事項の新旧、異動年月日	⑯
	取消し(§ 19Ⅲ) (§ 19Ⅲ①による届出) 指定の取消しの届出	§ 19の2Ⅰ	資金管理団体の届出をした者の氏名、団体名称、取消年月日	⑰
	取消し(§ 19Ⅲ) (§ 19Ⅲ②による届出) 資金管理団体でなくなった旨の届出(非候補者、非代表者、解散、非政治団体)	§ 19の2Ⅰ	資金管理団体の届出をした者の氏名、団体名称、資金管理団体でなくなった年月日	
6. みなし国会議員関係政治 団体	§ 7Ⅱ ※ R8.1.1以降適用	§ 7の2Ⅱ	団体名称、代表者氏名、公職の候補者の氏名及び公職の種類(特定関係寄附を行った団体が法第十九条の十六の三第一項第一号に係る団体の場合)、特定関係寄附を行った団体名称及び当該団体が同法第十九条の七第一項第三号に係る団体である旨(特定関係寄附を行った団体が法第十九条の十六の三第一項第二号に係る団体の場合)、届出年月日	⑱
7. 17条2項 適用団体	§ 17Ⅱ	§ 17Ⅲ	団体名称、代表者氏名、会計責任者氏名、所在地	⑲